# 農政商工観光委員会会議録

日時 平成23年3月8日(火) 開会時間 午前10時03分

閉会時間 午後 4時42分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機

副委員長 進藤 純世

委員 土屋 直 清水 武則 髙野 剛 浅川 力三

森屋 宏 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

商工労働部長 丹澤 博 産業立地室長 安藤 輝雄

商工労働部理事 山本 誠司 商工労働部次長 末木 浩一

商工労働部次長 八巻 哲也 産業立地室次長 小田切 一正

労働委員会事務局長 藤原 一治 労働委員会事務局次長 清水 久幸

商工企画課長 佐野 芳彦 商業振興金融課長 赤池 隆広

産業支援課長 尾﨑 祐子 労政雇用課長 望月 明雄

産業人材課課長 二茅 達夫 産業立地推進課長 高根 明雄

観光部長 後藤 雅夫 観光部理事 酒井 善明 観光部次長 窪田 克一 観光企画・ブランド推進課長 望月 洋一 観光振興課長 小林 明 観光資源課長 石原 三義 国際交流課長 古屋 正人

農政部長 松村 孝典 農政部次長 吉澤 公博 農政部技監 西島 隆 農政部技監 加藤 啓 農政総務課長 野中 進 農村振興課長 山本 重高 果樹食品流通課長 樋川 宗雄 農産物販売戦略室長 河野 侯光 畜産課長 白砂 勇 花き農水産課長 西野 孝 農業技術課長 齋藤 辰哉 担い手対策室長 大島 孝 耕地課長 有賀 善太郎

議題 第 2 号 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例制定の件

第14号 山梨県工業技術センター諸収入条例中改正の件

第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの(商工労働部・労働委員会関係のもの及び観光部関係のものに限る)

第20号 平成23年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

第25号 平成23年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

第32号 指定管理者の指定の件

第44号 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例中改正の件

第45号 山梨県中山間地域等直接支払基金条例廃止の件

第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

第48号 平成22年度山梨県農業改良資金特別会計補正予算

審査の結果

議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要

まず、委員会の審査順序について、商工労働部・労働委員会関係、観光部関係、農政部関係、企業局関係の順に行うこととし、午前10時3分から午後1時51分まで(その間、午後0時21分から午後1時32分まで休憩をはさんだ)商工労働部・労働委員会関係、休憩をはさみ午後2時7分から午後3時36分まで観光部関係、休憩をはさみ午後3時58分から午後4時42分まで農政部関係の審査を行った。

農政部関係の一部及び企業局関係については、引き続き9日に審査を行う こととした。 主な質疑等 商工労働部・労働委員会関係

※第44号 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし

なし 討論

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会 関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第 3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(雇用対策費について)

土屋委員

望月労政雇用課長にお尋ねしたいんですが、雇用推進費とか、ふるさと雇 用再生特別基金だとか、いろいろ項目があるんですけれども、おしなべて有 効求人倍率等々からしても雇用環境は非常によくないと言われて、当局はそ れぞれに努力はされているんですが、こういうような大きな減額補正をされ るということになりますと、23年度へ繰り越すということだから、意味は わからないわけではないけれども、こんなにいろいろな項目があっても、職 を求める人たちにこういう性質のものが、十分理解されているのかどうかと いうことを聞きたいんです。それなりに当局は努力しているかもしれないけ れども、国のほうから幾らやれやれと言っても、職を見つける人たちにして みると、わけのわからない名前の資金が十分周知されていないから、こうい うような大幅な減額になってしまうということではないかと説明を受けな がら思うんですが、いかがでしょうか。

ふるさと雇用再生特別基金とはこういう性質のものだというように、この 全部の内容を教えてもらいたいと思います。

望月労政雇用課長 まず新卒未就職者応援事業、大きな減額になってしまいましたけれども、 新卒未就職者に対しましては、個々にダイレクトメール等を郵送、それから、 新聞広告等周知徹底をしましたけれども、実質的に40名程度の応募者にと どまってしまいました。内容を聞きますと、やはりまだまだ人生の最初のと ころでございますので、就職活動を継続したい、妥協はしたくないという方 も非常に多くて、これは新卒未就職者に限定をした事業でございますので、 そういう形になってしまいました。ただ、新卒未就職者も含めまして若年者 対応事業ということで、9月補正予算で150人枠の若年者就業体験支援事 業を認めていただき、そちらのほうが、今、並行で滑っておりますので、ち ょっと時間差がありますが、そちらのほうで若い方の就職を吸収していくこ とになっております。

> それから、ふるさと雇用再生事業等のお話でございますが、全体の基金の お話をしますと、ふるさと雇用再生特別基金につきましては、国から45億 4,000万円の交付を受けまして、これも21年度から23年度、3カ年 で使うことになっております。内容は1年以上の雇用機会の創設ということ で実施をしているものでございます。それから、緊急雇用創出事業臨時特例

基金につきましては、国からの交付金の累計は98億4,000万円になっております。このうちつなぎの雇用、純粋たる職を失われた方につなぎの雇用を提供する緊急雇用事業分63億9,000万円、それから、重点分野での雇用創造を図っていくという部分34億5,000万円ということで、これも23年度まで、今回一部延長していただきまして24年度まで使えることになっておりますので、こうした事業によって極力わかりやすい周知をしながら、またハローワークを通じて求人を求めますので、山梨労働局とも協力し周知徹底を図りながら、こうした事業で雇用対策を進めていきたいと思っております。

土屋委員

大体わかったんですけれども、98億円とか45億円という、大幅な予算が雇用を創出するために国から来たということですが、内容としてこれは未就職者に個々に45億円のお金を配分してやるのか、あるいは、事業所へ人件費として補助金でやるのか、事業の内容からして、どういうような事業所にどういうような形で配分するのか、今の説明では十分わからない。

望月労政雇用課長

ふるさと雇用再生事業につきましては、1年以上の雇用を提供するということで、事業を企画していただきまして、これは労働局、それから、労働界等を含めまして審査を一度します。ふるさと雇用再生事業で1年以上の雇用の機会を創出していただいて、その雇用を地域の中で生かしてつなげていっていただくという事業でございますので、事業を最初の段階で審査した上で、これを評価していくという形になっております。具体的な事業でございますが、ふるさと雇用再生事業につきましては農業分野とか、そういった分野で担い手対策ということでやっていただいたりしております。荒廃した農地を農業生産法人に委託しまして新しい農地に生まれかわらせる、その中で農業生産法人の雇用をつなげていくというような事業でございます。

それから、緊急雇用創出事業につきましては、基本的につなぎの雇用をつくるということで、直接雇用もありますし、民間企業へ委託して実施するものもございますけれども、重点分野雇用創造事業につきましては、介護とか医療とか観光とかの今後成長が見込まれる分野に特化しまして、そういう分野での雇用の創出あるいは人材育成ということを実施する事業でございまして、事業の企画に応じまして民間企業を選びまして委託をしていくということでございます。募集につきましては、委託事業につきましてはその受託者がハローワークを通じて求人を募集して、これは失業者が前提でございますが、事業を行っていくことになっております。全体の2分の1以上が人件費でなければならないという決まりがございまして、そういう仕組みで対応しております。

土屋委員

介護を初めとする、そういうような雇用を必要とする事業主に対して1人当たり、あるいは、1カ月分幾ら掛ける何年分というような積算根拠があるわけでしょう。私はそういうことを聞いているんです。農業分野とか介護分野とかアバウトに言われるよりは具体的に言ってもらえると、それならわかったと。これだけ大幅な減額補正になるということは、十分、そういうことが雇用を求めている人たちに伝わっていないんじゃないかと、冒頭、私、言ったんです。職を見つけている人たちが農業の分野へと言われても、職を求めている人がそういう団体とかあるいは企業主がないと、どういうお金の流れになっているのかわからない。

例えば土屋商事株式会社が企業として耕作放棄地を借りて、それを棚上げ

して農業したいと、こういう1つの団体の申し入れがあった場合には、1年分この金で補助してあげるのか、あるいは、直接、労働に参画する人に支給するのか、そういう内容がわからないから、もう少しわかりやすい資料があったら資料で出してくれてもいいんです。雇用に3億円もあるいは10億円も未執行の部分が出てくるということは、こういうことが十分、雇用を求めている人たちに伝わっていないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

# 望月労政雇用課長

事業の周知にとても努めております。この事業により委託方式で実施する場合は企業を選定し、企業に事業の内容を委託しまして、そして企業にお金をお渡しする。ただ、企業側ではこの使い道に非常に限定がございまして、雇った方の給与費が2分の1以上でなければならない。それから、もう1点は、利益が出た場合は返していただくという仕組みになっています。もうけてはいけないという非常に厳しいものになっておりますので、非常に使いにくい点もあるんですが、地域の雇用を創出するということで、理解をしていただいてやっております。

事業の内容につきまして、個々にもっとPRをしなければいけないということでございますけれども、基本的には、企業はハローワークへ求人を出していただいて、ハローワークを通じてお雇いをするということが原則になっております。ハローワークの求人のほうにはチラシ等求職者向けのものがたくさん用意してございまして、緊急雇用創出事業あるいはふるさと雇用再生事業ということで求人が出されておりまして、求職者の方に対しては内容が伝わる仕組みになっております。新卒未就職者の分につきましては、ちょっと限定的なものでございまして、なかなか伝わらなかったという面もあると思いますが、若年者等、ハローワークのほうで周知がされる仕組みをとっております。ただ、PRについてはもっと積極的にしていかなければならないと思っておりますので、対応させていただきます。

#### 土屋委員

そうしますと、職を求める側には十分ハローワークを通して周知していると。逆に言うと企業側のほうにいろいろな資金が補助金として行く、その内容が利益が出れば返さなければならないとか、今、課長の話によりますと何か使い勝手が悪いような、そういうような不都合な部分があるということじゃないですか。これがまだとても希望者が多くて増額しなければならないというような、私は今の山梨県の雇用環境は非常に悪いと見ているんですけれども、こういうような未執行の部分が出るということは、今の説明を聞きますと、使用者側、経営者側に不都合が生じているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

#### 望月労政雇用課長

この事業は雇用を主眼として組み立てられておりますので、事業主の側に利益が出るとかいう仕組みではないので、産業を振興する補助金、経済産業省がやっているような補助金ではなくて、これは厚生労働省の交付金で、雇用という観点からのものになっております。そのスキームの中で、経済産業省の補助金のように使い勝手がいいというものでは当然ないと思います。ただ、御理解をいただきながら、人材育成事業につきましても各企業の皆様に御理解をいただきまして、求人枠は確保しております。その一方で、やはり求職者側の選択の問題があります。どんな職を選ぶかとかいう選択の問題もございますので、介護の職を用意しても、介護は私はやりたくないとか、そういう選択が求職者側にございますので、枠が埋まらないというケースも出

てくると思います。

いずれにしましても、来年度に向けましてそういう問題点を逐次見直しながら、改良しながらやっていきたいと思っております。新卒未就職者就職応援事業につきましての反省を踏まえまして、やはり就職専門の会社へ委託したほうがより有効にできるであろうということで、9月補正でお願いしました若年者就業体験支援事業、同じスキームなんですが、企業が個々に雇うのではなくて、就職支援会社にお願いしてお雇いしていただいて、就業体験をさせるという形に組みかえをしながらやってきております。基金事業ですから出入りはありますが、全体の事業としての雇用創出だけは、目標数には達する形でカバーをしていると思っております。

# 土屋委員

国会の議論を聞いていますと、例の子ども手当についていろいろ議論百出しているのと同じように、こういうものもやはりその都道府県あるいは企業・団体等々の、わかりやすく言うと使い勝手というんでしょうか、使いやすい資金なのか。こういうようないろいろな枠といいましょうか、国の制度といいましょうか、そういうものにやはり企業主が飛びついてくるような、喜んで雇用を創出するような、そういうふうにマッチングしていないんじゃないかと。もう少し山梨県の気候風土に合ったような雇用の取り組みをするような、山梨県が独自でこういうような制度を一部変えてでも、できるだけ多くの雇用が充足できるような取り組みに変えていったほうが使いよいのではないかと。

今の説明を聞きながら、何か余りにも日本全国一遍にどんと雇用状況が悪いから、雇用創出といってこういうような予算を組んでくれることはありがたいんだけれども、実際、運用面で各都道府県がこういうふうにやってみると、執行できなくなってしまうと、翌年度繰り越さなければならないと。こういう状況を思うと、ぴたりと合ってマッチングしてはいないと。どこかにそごがあるんじゃないかと思って私は聞いているわけであって、新年度予算の審議をするわけですけれども、こういうような経験を生かしながら、山梨県の独自の雇用がなるべく100%到達できるような取り組みを、部長、いかがですか。

こういう議論を聞いていて、北海道から沖縄まで、非常に就職状況がよくないと、雇用創出がなされていないということで、国が一方的に一遍にこういうものをくれるよりは、やはり47都道府県に合ったような資金制度にしていかないと、これは全部税金ですから、実際に困っている人たちの救済・救援にはならないと思うわけで、ちょっとしつこく聞いたわけですが、いかがでしょうか。こういう点については、余りにも国が一方的に決めて示されてくるよりは、山梨県独自でもう少し雇用環境がよかったと言われるような、100%使い切ってしまうような状況にお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

#### 丹澤商工労働部長

土屋委員のおっしゃることは、全国画一の基金の執行状態になっているんじゃないかという御懸念だと思うわけでございますけれども、執行方法につきましては一定のルールを守ると、基本的には地方自治体に任されているという仕組みになっております。地域雇用戦略会議というものに各界各層、労働局から民間の経済団体から、いろいろな方に入ってもらいまして、そこで意見を聞きながら進めてきたわけでございますが、結果的にはまだこういうふうに執行残があるということでございますから、この雇用戦略会議の場でまた皆さんの意見を聞きながら、来年度、基本的には最終年度、期日につい

ては1年延ばしてありますけれども、執行が余ると国庫へ返すということで ございますから、それはもったいない話ですので、全額使い切るように各界 各層の方々の御意見を伺いながら、完全に執行できるようにしてまいりたい と思います。

# (信用補完対策費について)

土屋委員

今のお答えで私は十分満足できるわけですけれども、ぜひとも雇用環境がもう少しよくなるような、県独自の取り組みを積極的にしてもらいたいと思います。

次に赤池課長にお伺いをしたいんですが、債務負担行為の補正ということと、保証協会の中小企業向けの融資制度がありまして、非常にこれは有効に活用されているわけですけれども、昨今の経済状況は極めて深刻な事態に陥っているということで、保証債務ですね、保証協会が保険を掛けていて、今、説明があったような年度末になりますと協会独自で損失を補てんしなければならないというルールになっているわけですよね。保証協会が協会保証で中小企業者に融資して、それがうまく弁済されない、あるいは、戻ってこない場合にはその一部は保証協会が損失補てんしなければならない。保険制度は今どうなっているんですか。保険で救済されるというふうに私どもは理解していたんですけれども、こうやって独自に債務負担行為でこういうような処理をしていくということになりますと、保証協会は融資額の何%かまでは独自で支弁しなければならないという理解でよろしいですか。

赤池商業振興金融課長 ただいまの御質問ですけれども、委員おっしゃるように保険制度というのがありまして、日本政策金融公庫がその保険を引き受けております。 基本的には80%をその保険で賄っていただけると。今、責任共有制度というのができまして、それは貸す金融機関と保証協会の負担割合を決めてやるんですけれども、先ほどの80%は保証協会が保険で持つんですが、責任共有制度だと残りの20%を金融機関が危険負担を持つという制度です。

ただ、今、緊急保証がかなり使いやすくなっていまして、ほとんどそちらを使う人が多いんですけれども、緊急保証は100%保証ということで金融機関の負担はありません。80%を保険で賄いまして、残りの20%を信用保証協会が負担するんですけれども、そのうちの80%、全体で言うと16%について、全国団体から返ってきますので、全体の4%を信用保証協会が負担するという仕組みになっています。今、一部の融資につきましては県のほうでその一部をまたお願いしていますように、損失補償をしているような仕組みになっています。

土屋委員 そうすると、22年度で実質、保証協会が損失を補てんした分は幾らになるんですか。総額で幾らになるんですか。

赤池商業振興金融課長 まだ確定はしていませんので、損失補償の額は言えないんですけれ ども、県のほうも全部を損失補償するわけではなくて、そのうちの一部を負 担するという仕組みになっています。今回、その見込額が決まりましたので、 その金額の増額補正をお願いするということです。

土屋委員 それはわかりました。そうすると、21年度はどうなっているのか、21 年度では損失補償額はどのくらいあったんですか。 赤池商業振興金融課長 21年度ですと、損失補償というか、概念的には、借りた方が返せなくなった場合は、金融機関に対して保証協会がかわりに払うという代位弁済という制度なんですけれども、21年度でその代位弁済の額は73億9,437万5,000円となっています。

土屋委員

保証協会が21年度の73億円を全額損失補償したというのではなくて、73億円のうちの何割かは保険で見ていただいたり、今言ったような制度上見ていただける部分があるという理解でいいですね。いかがですか、その73億円に対して実質保証協会が損失をこうむった部分は幾らになるのか。

赤池商業振興金融課長 今ちょっと手元にありませんけれども、委員のおっしゃるような仕組みで、このうちの基本的には80%は保険から入ってくると。またさらに全国の団体から返ってくるものがある。さらに代位弁済した場合については債権が保証協会に移りますので、債権の回収も信用保証協会の中で一部損失は埋めていくという仕組みになっています。数字につきましては、またお手元にお届けするようにいたします。

土屋委員

22年度の補正予算の審議をしているときに、21年度の議論をして申し わけないと思うんですけれども、73億円が21年度の保証協会の損失だと いうことになると、この中には高度化資金も含まれているんですか。

赤池商業振興金融課長 高度化資金は中小企業基盤整備機構という団体の資金を一部県が 借りまして、県の資金と合わせて県が直接融資しているもので、こちらの信 用保証協会の補償とは関係ありません。

土屋委員 21年度末で高度化資金の不良債権はどのくらいになっているんですか。

赤池商業振興金融課長 21年度末ということでよろしいですか。

土屋委員 まだ22年度は確定しないんでしょう。

赤池商業振興金融課長 はい、確定していないんですけれども、大きな数字で言うと、いつも言われる111億円というのは変わらないんですが、今の時点では111億2,500万円程度になります。ただ、今、随時、競売とか落ちている部分もありますので、実際その金額が入ってこないんですけれども、それが入ってくればもうちょっと落ちるとは思いますが、大体111億円というベースは、億単位では落ちていないような状況です。

土屋委員

わかりました。こういうような経済環境で高度化資金等々の不良債権が、大幅に増えているということは承知しているわけですけれども、専門家、RCCに委託して回収作業をしているんだけれども、こういう111億円の膨大な不良債権に対して、RCCは年度ごとにどのくらい回収しているのか、わかる範囲で結構ですから。

赤池商業振興金融課長 RCCにお願いして、20年度、21年度で約1,300万円回収しています。本年度に入りまして、約1,800万円回収しております。先ほど申し上げましたように、競売にもかけている部分がありまして、一部落札した部分がありますけれども、それが約1億円程度になると思います。ただ、

これは最終的な配当がまだ決められていないので確定ではないんですけれども、それらを足すと大体 1 億 3 , 0 0 0 万円、裁判所から来るのが年度を越える場合もありますので、年度で言うと正しくないんですが、今のところ見込的には 1 億 3 , 0 0 0 万円ぐらいは回収できている状況です。

# (雇用対策費について)

浅川委員

先ほど土屋委員から雇用対策についてお話がありまして、また繰り返すようで申しわけないんですが、ひとつご勘弁を。先ほど答弁をいただく中でもずっと感じていたんですが、知事がよく緊急雇用だとかふるさと雇用の中で、応募者より多く求人をしたという説明をして、またさらに23年度には3,000人を雇用するというお話を聞いていたわけでありますが、つなぎだとかいう中で、切れた方たちがいますよね。その人たちが、政情不安だとか、円高だとか、こういうグローバル化される中で、多分、仕事が見つかっていないんだろうと私は思うわけです。そうした切れた人たち、1年なり半年が切れた人たちはまた新たな求職者になるわけでありますが、県の担当はどんなふうにその辺を考えているのか、お答えをお願いいたします。

望月労政雇用課長

雇用対策でございます。緊急雇用事業につきましては、まず基本的には職を失われた方に一定期間の雇用機会を提供するということで、その雇用期間に応じた収入とかを得ていただく、そういう中で次のステップを考える余裕ができるというメリット等を踏まえて、昔で言うところの失業対策事業というような形になっております。この部分につきましては、終わった段階では、当然ハローワークあるいは県が設置しています求職者総合支援センターなどを通じまして、職業紹介をかけていくという形になると思います。ただ、緊急雇用創出事業の中の重点分野雇用創造事業、あるいは、ふるさと雇用再生事業につきましては、民間企業に委託しまして一定期間、ふるさと雇用再生事業では1年以上の雇用期間、それから、重点分野雇用創造事業は今後成長が見込まれる分野における人材育成とか、雇用創出を行う事業でございますので、こうした事業に重点的に取り組んでおりまして、継続した雇用に結びつくように努めていくこととしています。

浅川委員

たまたま私の知り合いの子供が、多分、この重点分野の事業のほうで、今回、終わるという話を聞いているんですが、こういう部分について当局のほうはどんなふうにして取り組んでいこうというのか、その辺を説明していただけますか。

望月労政雇用課長

重点分野の雇用事業の関係でございますけれども、まず人材育成事業につきましては当然職業人として育成をしまして、実務経験を付与した中で、これは就職支援ということが当然中に含まれております。この就職支援につきまして県と労働局が協力して就職支援を行っていくという仕組みになっております。重点分野雇用創造事業につきましても、雇用に主眼を置いた事業ということでありますので、雇用された方が引き続き継続して雇用されることが一番いいわけですけれども、雇用期間中に身につけられた実務経験をもとに、円滑に再就職に結びつくことが、雇用継続ということで厚生労働省も考えております。そのために県と労働局が連携した再就職支援を実施していくという仕組みになっております。

浅川委員 雇用の継続というのは多分非常に難しいんだろうと思いますが、たまたま

- 9 -

私の知り合いが今年、山梨学院を卒業するんですが、就職がなくて困っているような話も聞きます。話によると3月15日に企業側と求職者側との、先ほど土屋委員が言いましたように、マッチングフェアみたいな会を持つと聞いておりますが、その辺についてはどんなふうな対応で、どのくらいの企業がそれに参入なさっているのか。

望月労政雇用課長

3月15日にこの時期としては異例ではございますが、今春卒業される方の最終の就職面接会を開催する予定になっております。現在、採用予定枠がまだ残っている企業の掘り起こしを集中的にやっております。幸い山梨県中小企業団体中央会と緊密に連携して掘り起こしてきました結果、きのうの時点でございますが、33社の参加企業を確保いたしております。あとまだ日がございますので、3月14日までは参加企業の受け付けができますので、今、全員でこの上積みに取り組んでいるところでございます。

浅川委員

先ほど土屋委員が最後に締めたように、不用額も出たなんて話を聞いて非常に残念だと思っているわけでありますが、その辺も踏まえて部長から御答弁をいただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

丹澤商工労働部長

雇用問題の中でも新卒者の雇用の場が確保できない。これが一番社会的にも非常に不幸なことでありまして、知事も常々言っておりますけれども、社会へ出るその第一歩から社会から拒否されるという事態になるわけでして、これについては全力を挙げて新卒者の雇用を確保しろと、知事から常々言われております。労働局と協力する中で企業と学生との就職の面談会等、何回もやってまいりました。ただ、まだ就職が決まってない方がいらっしゃいますので、今回、3月15日にやるのは労働局抜きで、基本的には県と中央会が主催といいますか、企業に働きかけて行うというものです。

労働局も協力していただければいいんですけれども、ただ、労働局にお願いしますと職安を通さなくてはならないということで、企業がちょっと手間がかかるということもございまして、今回は労働局抜きで県と中央会で共同してやろうということで、本年度で言えば最後のマッチングの機会を設けたということでございます。これでどれだけ確保できるのかわかりませんけれども、これだけにとどまらず、今は新卒された方も3年間については新卒と同じように我々の制度でも扱うようにしておりますし、企業にもそういうお願いをしております。新卒即就職に至らない方についても我々も全力を挙げて支援をしております。新卒即就職に至らない方についても我々も全力を挙げて支援をしておりますので、どうかそういう新卒の方についてもあきらめずに、いろいろなことにチャレンジをしていただけたらと願っております。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第14号 山梨県工業技術センター諸収入条例中改正の件

質疑 なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係の もの及び第2条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(仕事と家庭の両立支援事業費について)

進藤副委員長

商20ページ、労政雇用課にお願いします。労働福祉指導費の下のマルの 仕事と家庭の両立支援事業費が63万円と載っていますが、これはどのよう な内容でしょうか、お願いします。

望月労政雇用課長 仕事と家庭の両立支援事業につきましては、労務改善に取り組む中小企業 の団体であります山梨県中小企業労務改善団体連合会、これは企業の集まり で19団体、企業数2,525社が加盟しております。ここを通じまして仕 事と家庭の両立、育児休業制度等の定着を図るために、就業規則の整備とか、 制度を利用しやすい職場環境づくりということを企業みずから進めていた だいております。そういったことを円滑にできるように講習会を年3回、個 別相談を年18回開催している経費でございます。

進藤副委員長 現在の実態はいかがでしょうか。

望月労政雇用課長

中小企業労務改善団体連合会を通じまして、こうした各中小企業の就業規 則を整備する中で、中小企業労務改善団体連合会に所属している企業につき ましては、長期勤続表彰というのを毎年やっておりますが、女性の方でもき ちんと就業規則等が整備されている中で、長期に勤めていただくような体制 になっております。大企業のように一気に制度改正はできませんが、中小企 業みずから少しずつ少しずつ労務改善に取り組んで、働きやすい職場づくり、 特に仕事と家庭の両立を踏まえたワーク・ライフ・バランスに配慮した取り 組みを行っていただいております。

進藤副委員長

私たちも地元で男女共同参画推進委員の立場から、企業におきましても女 性も男性も働きやすい職場づくりが必要だということで、特に子育てとか介 護というような問題が働きながらできるということを目標に活動もしてい るんです。そして2年にわたりまして何社か企業も訪問いたしまして、現状 をお聞きしたりしているんですが、まだまだ中小企業では女性が出産をする と退職してしまうと。それから、子育てが終わったら再びその会社で、思い やりのある会社は再度雇用していただいているというようなことも少しあ るというような状態で、まだまだ女性がずっと働き続ける出産・育児の休業 もある中で、なかなかそれがまだ活用されていないという現状は多々あるわ けです。そういう面でそれをもっともっと促進するような働きかけというよ うなものは、どのようになさっているでしょうか。

望月労政雇用課長

中小企業労務改善団体連合会の会長さんたちの企業は、しっかりやってい ただいておりますので、役員の企業の方々とご相談しながら講習会も年3回、 個別相談も実施しながら、ぜひ育児休業制度をそれぞれの会社の就業規則の 中に書き込んでいただくということで、一歩一歩でございますが、そういう 形の取り組みをしております。

進藤副委員長

大変ご苦労を願って一歩一歩という考えで、トップの方の考え方をそのよ うに変えていっていただくと、非常にやりやすい面が出てくると思います。 トップの研究会、セミナーのようなものは実施しているでしょうか。

望月労政雇用課長

1月にも私も出席してまいりましたけれども、労務改善団体連合会の中で 勉強会を、これは自分たちの予算でやっていただいておりますが、年2回か 3回程度、社長さん方が集まって勉強するということをなさっておりますの で、そういう形で少しずつではありますが、就業規則の整理に取り組んでい きたいと思っております。

進藤副委員長

予算が63万円ということなんですが、かなり先進の企業のトップの方と か、非常によくやっている方もいるようですので、そういう方をお呼びして、 できるだけこういう面にも意識改革というのは非常に大切なことですので、 こういう面にも予算を少しかけていただいて、講習会も意義あるものにして いただきたいと希望いたします。よろしくお願いします。

望月労政雇用課長 予算が63万円ということでずっと来ておりますが、団体とも連携しなが ら予算以外で私どもが説明にお伺いするとか、そういう形でできますので、 予算は小さいですけれども、頻繁に労務改善の取り組みに団体連合会と一緒 に取り組んでおりますので、一歩ずつ進めていきたいと思っております。

(キャリア教育推進事業費について)

進藤副委員長

ありがとうございます。

もう一つ、商23ページ、若年者雇用対策事業費の中の3番のキャリア教 育推進事業費の件ですが、小中学生の職業観をということですが、具体的に どのような事業なんでしょうか、内容をお願いします。

望月労政雇用課長

キャリア教育の中で、具体的にはジュニア・トライワーク事業ということ で、平成16年度から実施をしております。事業所での仕事の体験とか、職 場の実際の仕事の見学、それから、職業訓練施設での専門コースの体験とか、 そういったことによって小さな段階、小中学生の段階、五、六年生や中学2 年生、そういう段階から将来の仕事に対する意識を持っていただくというこ とで、毎年実施をしております。

進藤副委員長

キャリア教育というのは、小学生からしっかりいろんな職場を見学したり、 興味を持たせるという意味で、また、お父さんお母さんを尊敬する、仕事を する人を尊敬するというような意味やら、いろいろ大変いい活動だと思うん ですが、この予算は具体的にはどんなふうに使われるんでしょうか。

望月労政雇用課長 この予算でございますが、具体的には毎年10校程度、小中学校の希望を とりましてやっております。基本的なものは職場の見学場所、企業へ向うと きのバスの手配とかいったものと、コーディネーターといいまして現場での 講師をお願いしております。そういう方を使いまして単なる見学ではなくて、 コーディネーターを付けまして、仕事に対する意識を持っていただくという 見学会をやっております。それから、些少ではございますが、受け入れてい ただいた企業には1万円程度の謝金を払う、こういったもので構成をされて おります。

# 進藤副委員長

子供たちが会社へ行って何かを体験するということをさせていただけるような会社があると非常にいいことだと思います。実はここにいるメンバーの方々と去年北海道へ視察に行かせていただいたんですが、植松電機の植松努さんという専務さんが、小学校6年生のときに、自分の開発した潜水艦に乗って世界じゅうを旅したいという夢を書いたそうです。そうしたら、先生に「そんなでっかい夢を持ってもだめだから、できそうなことをやれよ」というようなことを言われたけれども、その夢は捨て切れず、ずーっと研究して、まずは飛行機を製作する名古屋の会社に就職して、それから自分の父親がやっている電機会社へ戻ってきて、そこからいろんな開発を始めて、リサイクルのパワーシャベルのそれを開発して、それで大もうけして、それから自分の夢を実現していくということで、今はもう宇宙ロケットを北海道の先生と一緒になって開発したということです。そのロケットをつくることで、子どもたちに夢をあきらめないということを教えなければだめだということです。

つまずいても自分の夢は絶対に実現するんだという気持ちをもう小さいころから養わなければ、日本の国はだめになってしまう。今の若者はすぐあきらめてしまう。だめだだめだと言ってしまう。そこをそうならないように今から教育をしたいと。ただ手でつくるだけでなくて、その気持ちを教えなければいけないということで、資源の少ない日本がいろんなものを開発して、産業的にもすごい発展が遂げられるように、自分のもうけたお金を使って子供たちに指導していく、キャリア教育を始めているんです。それでそのロケットを実際つくったんですが、英語で書かれている、NASAの関係のそういう宇宙の会社のつくった材料を使ってつくっているんですから、英語はわからないんだけれども、それでもあきらめる子供はいなくて、つくり上げてみんなで飛ばすことができたという活動もしながら、自分の会社のロケット開発にも取り組んでいます。

今、この山梨県で実験しているリニアモーターカーのデザインも、名古屋の会社で一緒にデザインをした、それが使われているんですと。新幹線もそのデザインが使われているんですということを聞きまして、非常に私もびっくりしました。山梨県へも一度来て、子供たちに指導したことがあるというお話を聞きました。私はぜひキャリア教育のやり方を1つ前進させて、お金はちょっとかかるかもしれませんが、山梨県の子供たちに植松さんの話を、ぜひ聞かせていただきたいということを希望しております。

私も写真を撮ってまいりまして、ここに持っているロケットを子供たちと一緒に1泊2日でつくるという、宿泊施設もつくって、実験場もつくってやっているという、すばらしい教育感を持っている人に出会ったんです。ぜひキャリア教育の面でそういうすばらしい、実際に自分がどんなにわからなくてもわかる人のところに行って調べてくる、本を読む、そういう粘り強さというものを子供たちに教えていけるような講師をぜひ、少しお金がかかるかもしれませんが、呼んでいただいて、山梨県の子供たちがいろんなものを創造、発見、発明をしていくように育てていってほしいと御期待申し上げまして、次のそういう中へぜひ組み込んでいけたらありがたいと思います。いかがでしょうか。

望月労政雇用課長 毎年やっている事業で、毎年、義務教育課等と相談しながら内容をよりよ くしようと、学校の先生方の協力を得ながら対応しておりますので、参考に させていただきまして、毎年、少しずつ変えながら、内容をよくしながらや っていきたいと思っております。

進藤副委員長 ありがとうございました。

(中央道沿線広域産業連携推進事業費について)

土屋委員

幾つかマル臨事業を中心にお聞きしたいと思うんですけれども、2ページ に中央道沿線広域産業連携推進事業費の中身について説明があるんですけ れども、いま少し親切に教えてくれますか。

佐野商工企画課長

中央道沿線広域産業連携推進事業費でございますけれども、まず1つは、 私どもの山梨県には例えばマザーマシンとか、そういうものを製造する産業、 中小企業もございますが、立地しております。それから、多摩地域、中央道 の沿線でございますけれども、多摩地域にもいろいろな機械製造業は立地し ております。それから、諏訪地域、同じく中央道の沿線でございますけれど も、こちらの地域にも精密機械を中心とした産業製造業が立地しているとい うことで、この3地域が手を握りまして、連携しましていろいろ企業のマッ チング、例えば部品調達とか、そういうことを含めた企業のマッチングとか、 あるいは、産業メッセ、いろんな展示交流会への出展とか、それから、山梨 県の企業へ広域クラスターマネジャーというものを派遣しまして、これは7 名ほど委嘱してございますけれども、その方々を派遣しまして、いろいろ手 を組んで連携して新製品開発等をしませんかといったようなマネジメント の取り組みを実施しているところでございます。

七屋委員 279万5,000円はどういうことに使うんですか。

佐野商工企画課長 今、マッチングをいたします広域クラスターマネジャーを7名委嘱してお ります。この委嘱に係る経費、あるいは、先ほど申しました技術交流会とか 産業メッセへの出展経費の補助金、それらが多くを占めております。

(商工会等指導費について)

土屋委員

わかりました。

では、今度は3ページ、これも佐野課長のところですね。毎年、商工会、 あるいは商工会議所、あるいは商工会連合会等々で10億8.100万円の 助成をしているんですけれども、この内訳を教えてくれませんか。

佐野商工企画課長 商工会では一般的に事業と申しますと、例えば経営指導員による指導相談、 会員の中小企業に対します経営一般に対する指導相談、これは経営指導員が 行います。それから、記帳指導員による、いろいろな帳簿の記帳相談、指導 等も行います。あるいは、講習会とか、相談による指導、金融あっせん、こ ういった事業をやっております。この小規模事業経営支援事業費補助金につ きましては、こうした商工会等の経営指導、今、説明いたしました経営指導 員とか、記帳専任職員とかといった者に対する人件費を主に補助しておりま す。それから、いろいろな商工会で特色ある、例えば農商工連携とかいろん な事業をやっております。そうした事業に対する助成も行っているところで ございます。ほとんどの部分は経営指導員等の人件費に対する助成でござい ます。

もちろん人件費でしょうけれども、10億円という金額は非常に膨大な金 土屋委員

額ですから、商工会議所は例えば甲府の商工会議所に幾ら助成、あるいは吉 田の商工会議所に幾らとか、そうなっていないんですか。

佐野商工企画課長

23年度当初で計上してお願いしております補助金につきましては、甲府商工会議所が8,081 万4,000 円、富士吉田商工会議所が5,507 万7,000 円、それから、全県下に24 商工会がございまして、こちらに対する補助金が8 億2,942 万1,000 円、それから、商工会連合会への補助金が1 億1,578 万円となっております。

土屋委員

わかりました。そうすると、昔というとちょっと語弊がありますけれども、各商工会が市町村に商工会を設けて税務経営診断、あるいは、税務申告等々、赤いバイクへ乗って指導している。今、県下では、その指導員は、合計で幾人いるんですか。

佐野商工企画課長 平成23年度当初でございますけれども、補助対象の職員でございますが、 甲府が経営指導員以下14名、吉田の商工会議所が10名、それから、24 商工会で180名という状況になっております。

(中心市街地再生モデル事業費補助金について)

土屋委員

わかりました。

赤池商業振興金融課長にお伺いをしますが、商7ページに中心市街地再生 モデル事業費補助金というのが500万円あるんですけれども、これはどこ を指して中心市街地ですか。甲府ですか、甲府以外を指しているんですか。

赤池商業振興金融課長 こちらは、中心市街地活性化法に基づく指定を受けました甲府の中 心市街地で行っている事業です。

土屋委員

では、これは甲府市に補助しているんですか。市街地の何か再生に向けて の特別の委員会かなんかが構成されていて、その委員会に出すんですか。行 政から行政へ出すんですか。

赤池商業振興金融課長 補助先は合同会社まちづくり甲府ということで、商工会議所とか中 銀とかいろいろな会社が出資してつくりまして、そちらが事業主体となって います。県から500万円、甲府市から、ことしで言えば500万円という ことで、同じ額を補助して、甲府市と一緒にバックアップしてやっておりま す。

七屋委員

今、課長の説明のように甲府市と同額で500万円、500万円、1,000万円でこの事業を行うと、この会社へ補助金を出しているという理解でいいんですね。合同会社まちづくり甲府というのは、いつから出発して終わりはないんですか、単年度ですか。

赤池商業振興金融課長 会社自体は当然まちづくりということですので、ずっと続けていますけれども、こちらのモデル事業は、モデル事業ということですので、平成21年度から来年度までの3カ年という予定でやっております。

土屋委員

会社ということですから、それなりの毎年の決算なり、あるいはまちづく りの取り組みが、県民なり市民に知らされているんですか。この補助先の法 人から県あるいは県民に知らされていますか。

赤池商業振興金融課長 決算状況については特に公表とかはないんですけれども、当然うち のほうで補助しているこのモデル事業につきましては、毎年度、途中でも進 
捗状況を報告いただいて、どんな進みぐあいかは確認しているところです。

土屋委員

23年度も500万円予算を立てるということは、もう既に21年度、2 2年度は終わっているということですね。21年度、22年度ではどういうような成果というか、取り組みがどんなふうな形で発表されているのか。

赤池商業振興金融課長 21年度から始めまして、今、空き店舗が多いということで、そこを高松市等でやっていますテナントミックスということで、それぞれの店を持っている方から借りるんじゃなくて、そちらを一元的にこの会社が借りまして、そこの地域に合ったテナントを誘致して活性化を図るという事業です。1年目につきましては、21年度ですけれども、その計画を立てるのと、地区を決めるということで、オリオンスクエアを選定したという状況です。本年度につきましては、当然地権者等の了解が必要ですので、その地権者の了解の取りつけとか、来年度はハード部分もありますので、その国の補助金を取り込むための国との交渉とか、いろいろやっているような状況です。

土屋委員 中心街とはどこを指すんですか。そのメンバーはどういうメンバーですか。

赤池商業振興金融課長 中心街というのは先ほど言いましたように、中心市街地活性化法の 指定を受けた甲府市の中心市街地、ちょっと地図でないと難しいんですけれ ども、115ヘクタールを指しています。メンバーというのはどのような?

土屋委員 法人の。代表はだれですか。

赤池商業振興金融課長甲府商工会議所の上原会頭になっています。

(緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費について)

土屋委員

では、次に尾崎課長にお尋ねしたいと思います。緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費3,333万3,000円は、新分野進出企業の若年者雇用の支援事業だと内訳に書いてあるんですけれども、内容を教えてくれませんか。

尾﨑産業支援課長 これは9月補正で既に御審議をいただいているものでございまして、その 今年度の継続分について経費を計上させていただいているものでございま す。内容でございますが、中小企業の中で新しい取り組みをするような企業 を公募いたしまして、現在10社、18人を雇用しております。そうした新 しい取り組みをする企業を募って選定をいたしまして、会社が成長分野へ進 出するとともに、若年者、40歳未満の方を雇用するという事業でございま

土屋委員

そうすると、10社ということですと1社当たり330万円、延べ10社でこういうことになるんですね。それで社員は18名と。新分野という表現はなかなか広くて、何をもって新分野で、今、話した上原さんのように15代も続いているような企業は新分野とは言わなくて何というんですか。どういうところが新分野ではないのか、理解に苦し

むので、課長の見解を教えてください。

尾﨑産業支援課長

制度的に申しますと、国から介護とか医療とか分野の指定を受けているんですが、実例を御紹介させていただきますと、例えば農業を行っている法人が、農業加工品の販売あるいは商品開発というところに打って出るというような例などに助成をさせていただいております。

土屋委員

そうしますと、私、本会議でも一般質問したんですけれども、農業分野へ企業が参入する、あるいは、今、非常に少子高齢化の時代で、高齢化対策で介護施設がたくさん出ているんですが、この施設で介護する方々は資格も必要だということで、そういう学校もありますね。学校、指導所、それで国家資格をとると。こういうことで少なくとも3,333万3,000円とちゃんと金額が決まっているので、農業へは幾ら、介護関係は幾らなのか、全部一律18人を採用すれば幾ら幾ら払うというのか、この金額には積算根拠があるんですよね。何となく3,33万円ですか。1社当たり333万円ですか。ちゃんと根拠があってこれを積算していると思うんですけれども、内容を教えてくれませんか。

尾﨑産業支援課長

総額で3,333万円、しかも9月補正で議決をしていただいて、それで 来年度分だけに限って3,333万円ということでございます。積算の根拠 は、公募をして選びました企業がハローワークを通して人を募集するんです けれども、その募集をする際に採用しました方の属性に応じて、給与という のは異なってきております。それは例えば60代でもう仕事をやめて応募さ れる方もいらっしゃいますし、20代で新卒で応募される方もいらっしゃい ます。その点では給料がそれぞれ異なってくるというのが現状でございます。

土屋委員

私の理解度が浅くて申しわけないんですけれども、くどいようですが、なかなかこれを理解できないんです。労働対策、いわゆる雇用のほうへ国からこういう制度が出るという理解でいいのか、今の説明のように新分野ですから、農業へ企業が参入するということは極めて斬新的というか、最近の流れなんですね。あるいは、介護というのはそんなに新規事業ではなくて、ずっと前からあることですから、介護なんていうのは私は新分野とはあえて言わなくてもいいんじゃないかと。農業の場合は間違いなく新分野だと思うんですけれども、全く自動車の番号ではありませんが、オール3で並んでいるには、やはりそれなりの根拠がないと、今言った年齢60歳の人、やめられて行く人と20代の人では確かに給料差があるんだけれども、偶然こういう数字になっているということは、やはり何かどこかで数字合わせをしているのかなと。

こうも言いたくなるような数字なので、課長にこれ以上聞こうとは思いませんが、新分野の事業のほうへウエートを置いているのか、あるいは雇用のほうへウエートを置いているのか。雇用にウエートを置くというと、こんな並んでいる金額にならないと思うんです、給料差があるから。それでたまたま、今、説明を聞くと10社で18名ということになれば、こんなにぴったり3,333万円という数字にはならないような気がするんですけれども、事業主にも幾らか補助金も行っているんでしょう。だから、こういうふうになるんじゃない?

尾﨑産業支援課長 9月補正から実施しました22年度分と、来年度分の23年度分を合わせ

ますと総額で5,000万円でございます。それを月数で案分したために、こういう3333という数字が並んでおります。御理解をいただきたいと思います。

それから、雇用に重点を置いているのか、新分野に置いているのかということですが、これは雇用対策として実施しているものではございますけれども、できるだけ資金を有効活用するという点からも経済対策にもなるように、企業が成長することによって雇用が生まれてくるという面もございますので、そういう両方をねらった事業でございます。それから、新分野に関しましては、全般的に産業を見て、こちらが成長分野というのもあるんですが、というよりは、各企業にとって新分野かどうかということを見ていただきたいと思います。

(中小企業支援基盤整備事業費について)

土屋委員

わかりました。

課長、重ねて申しわけないんですが、14ページのマル新、一番上の中小企業支援基盤整備事業費、9,700万円について説明があるんですけれども、このことについてまず詳しく説明をお願いしたいと思います。

#### 尾﨑産業支援課長

この事業は隣の商13ページの一番下にマル廃となりました中小企業サポートセンター事業費というのが載っておりますけれども、これを組みかえて新しく名称も変えまして中小企業支援基盤整備事業費というふうに組み直したものでございます。中身でございますが、上の1番の中小企業支援基盤整備事業費補助金、これはやまなし産業支援機構がワンストップサービスで、各企業からさまざまな御相談を受けております。それを総合相談支援体制と呼んでおりますけれども、まず一番重要な点は、企業がまず何かを相談したいと思ったときに、産業支援機構に行けば県庁の支援策も、商工会議所の支援策も、国の支援策も御紹介していただけるというような中身で、①の事業を行おうとしているものでございます。

それから、③の創業・経営革新支援事業でございますが、中身でここに専門家派遣事業とございますが、そうした総合相談を受けて各企業が、取引拡大で新しい販路を求めるというときに、専門家のアドバイスが欲しいというようなニーズがかなりたくさんあるものですから、例えば海外に出ていくときには海外の専門知識を持った専門家を派遣するというような事業でございます。

⑤の販路開拓支援事業でございますが、そうした企業が海外に出ていきたいというようなときに、海外展示会では助成が幾らかないのかというような御要望もあるものですから、これも公募にはなりますけれども、国内外の展示会への出展を支援するというような、入り口から最後の出展のところまで、総合的に支援をするというメニューを備えた支援策でございます。

#### 土屋委員

今、課長の説明でよくわかったんですが、山梨県はどちらかというと大中小の中では、中小のほうが全体の企業の中で占める割合は高いわけでありまして、こういうような知恵を絞った中小企業者へのいろんな行政の指導というのは、極めて大事ではないかと思っているわけであります。こういうような取り組み、今、説明を受けたような中小企業者が県内外のそういういろんな先進的な企業と連携をとりながら、視察をしたり、また指導を受けたりということは極めて大事ではないかと。この新規事業に私は本当に頭が下がる思いでありまして、ぜひ進行してもらいたいとお願いをしておきたいと思い

ます。

また、その下にこれも同じような、やはり取引を拡大するために 2,300万円の予算が盛られています。これも同じですか、同じ理解でいいですか。 では、飛びます。

先ほどもちょっと触れさせてもらいましたけれども、知事も二選をされまして、すべての分野に日本一の住みよさを目指そうということで、こういうような新規事業に芽を出して、その芽を実り多きものにしようという 2 期目のマニフェストでありますし、商工労働部関係の占める割合は非常に高いんではないかと思いますので、しっかりと予算を実り多く、県民県政の発展のためにつなげていただくようにお願い申し上げて、私は質問を終わりたいと思います。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第20号 平成23年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第25号 平成23年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第32号 指定管理者の指定の件

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(ものづくり教育について)

進藤副委員長 先ほど子供たちのキャリア教育については伺ったわけなんですが、子供に 限らず高校生、それから、専門学校・大学等を卒業した方とか、あるいは、

若いんですが職を失ってしまったとか、いろんな状況の方々がまた再度元気

を出して職についていく、そのエネルギーというか考え方を啓発していくことが非常に大事なことになると思います。最近は就職して二、三年で、すぐあきてやめてしまうとか、長続きがしないという傾向にあるということは、いろんな企業の方もそういうお話をしていらっしゃいます。それでとにかくものづくりの希望を持って、しかも苦しさに耐えてあきらめないで頑張ってやっていくというエネルギー、気持ちを持ったり、技術を備えていくためには、そういう年齢の方々にもものづくり教育というんですか、そういう啓発活動は非常に大事な仕事になると思うんです。その辺につきまして県では、どのような施策をお考えでしょうか伺います。

# 佐野商工企画課長

小学生からのものづくり教育、それから、生涯を通じた教育の推進あるいは啓発という御質問でございますけれども、まず1つ目に技術系人材の確保・育成に対するアクションプランというものを定めまして、その中でいろんなものづくり人材の育成・確保に関する施策を検討しているところでございます。そうした中で昨年6月の推進会議で、小学校の低学年からものづくりに対する意識をはぐくむということが非常に大事だということと、もう一つは、やはりキャリア教育がより効果的に実践されるようにということで御意見がございまして、さまざまな企業、ものづくり企業を初め、教育機関、それから、県を含めましてさまざまな機関が一緒になりましたものづくり教育ネットワークというものをつくりまして、その中でさまざまな啓発事業を、現在、展開している状況になっております。

進藤副委員長何かもう具体的にお考えがありますか。

# 佐野商工企画課長

実は平成21年度の後半でございますけれども、ふるさと雇用再生事業を活用させていただきまして、機械電子工業会の中に職員を1人雇用させていただきまして、その方がいろいろホームページの作成とか、啓発パンフレットの作成をしております。それから、小中学校での出前教育、要はものづくり企業の経営者の方が小中学校へ出かけていって、出前授業をするといったような事業を、ふるさと雇用再生事業を活用させていただいて展開しております。それから、もう一つ、ものづくり企業の経営者等をお招きしまして、講習会を実施しております。これにつきましては平成23年1月に、山梨日立建機の雨宮社長さんに地雷除去の関係の講演をお願いしたところでございます。

### 進藤副委員長

雨宮さんのところへもフォーラム政新でも伺いまして、実演を見せていただいたことがあります。非常に感激して、すごいことをやっているんだなと思ったんですが、ああいうものも開発していくというのは、山梨県にもすばらしいお考えの方がいらっしゃるということをうれしく思うんですが、ことしは何かやっていこうというお考えはありますか。

# 佐野商工企画課長

実はことしも引き続いて、ふるさと雇用再生事業による周知啓発事業を実施しようと考えております。その中で、今言ったようにやはり先進的な経営者の皆様のこういう経験談を話していただくというのは非常に大事でございますので、現在、4月以降、4月から6月に先ほどたまたま委員からご指摘がありました植松電機の植松専務さんを候補者として挙げさせていただいております。ですから、もしうまくいけば植松専務さんに6月までには山梨県においでいただいて、子供たちから大人の皆様まで含めて、そういう今

までの経験をお話しいただけるような機会を設けていきたいと考えております。

# 進藤副委員長

大変うれしいことです。なかなかあのように小学校6年生のときに持った夢を見事実現して、またまたどんどん膨らませて今のロケット開発という、すばらしい仕事もやっていらっしゃるということは、子どもたちもすごい夢を持つと思うんです。全県下へPRをして、1人でも多くその講習を受けられるといいと思います。来たついでに小学生を集めたり、あるいは、一日のうちに2カ所くらいでやっていただいても、効果的ではないかと思います。ぜひよろしくお願いいたします。終わります。

主な質疑等 観光部関係

※第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会 関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第 3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑 なし

なし 計論

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第2号 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例制定の件

質疑 なし

なし 討論

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係 のもの及び第2条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(やまなし観光推進機構事業費補助金について)

土橋委員

通告を何もしていなかったんですけれども、簡単だと思うのでお願いいた します。11ページのやまなし観光推進機構事業費補助金として9,000 万円というのが出ておりますけれども、補助金ということは通常のもっと違 う予算があると思うんですが、推進機構はどんなところからどういうお金を 集めて、この9,000万円が何に使われているのか教えていただきたいと 思います。

小林観光振興課長 やまなし観光推進機構は県、市町村、それから、民間事業者等で構成され ている団体でございます。したがいまして、機構が行っています事業費ある いは人件費につきましても、そういった金を総合的に使って運用しているも のでございます。したがいまして、この事業につきましても、事業によりま して県が主に負担するものでありますとか、民間と市町村が負担するものと いうふうに細かく分かれているわけでございますけれども、本補助金につき ましては、県の政策を実行するための事業費とそれを執行するためのプロパ 一等の人件費が計上されております。

土橋委員

その執行しているものとは、例えばどんなものか。大体給料もかかるのも わかっているし、いろいろなんだけれども、基本的には何をメーンでどうい うことをやっているのか。例えば実際、今の観光部にこれだけの部署があっ て、できない部分をどういうふうに担っているのか。

小林観光振興課長 簡単に申し上げますと、私ども観光部におきましてはさまざまな施策事業

を企画・立案して、機構のほうではそれを実施していただいていくような形 になっております。特に機構にお願いしているのは、観光物産のプロモーシ ョン、いわゆる観光キャンペーンみたいなものにつきましては、機構が主体 となってJRと連携したり、中日本高速のサービスエリアを使ったりしてや ってくださっております。それから、いわゆる物産情報といたしまして、富 士の国やまなし館の運営でありますとか、観光案内等々の事業、そういうこ ともやっております。それから、いわゆるホスピタリティに関係しまして、 観光人材の育成という形で、観光人材の育成のための講座等々をやっており まして、機構は県の観光部の施策を広範にわたって下請でやっておりますの で、その事業をたくさん広範にやっております。

#### (観光宣伝費について)

土橋委員

私の勉強不足ですみません。あと国際交流課のほうで、知事のトップセー ルスとかいろいろ出ておりますけれども、例えば昨年の9月に尖閣諸島問題 が出て、一気に1,000人単位でキャンセルが出てしまって、ホテルが全 部キャンセルだったとか、そういう問題がいっぱい出ていました。まだ中国 にトップセールスに行ったり、広げていくというようなことが、この20ペ ージにも出ていますけれども、その辺の解決はどうなっているのかを教えて ください。

古屋国際交流課長 ただいまの尖閣諸島事件のその後の状況ということでございますが、先日、 2月におけます中国の春節に当たる訪日の状況、それから、3月以降の予約 状況等につきまして、県内の幾つかの宿泊施設等にその様子をお伺いしたと ころ、春節の時期につきましては多くの施設で、やはり去年に比べて減少し ているという回答をいただいております。 また、3 月以降の予約状況につき ましては、約半数が昨年並み、またその残りの半数がやはり前年よりもちょ っと減っているという状況を聞いております。そういうことを考えますと、 少しずつ回復傾向にあるのではないかと感じております。

土橋委員

昨年、富士山の清掃に行きました。5合目に行って、ごみ袋を配れという ことで配ろうとすると、ほとんど日本人みたいな顔をしている人が言葉が通 じないから、「何をくれるんだ、こいつは」みたいな顔をされるんです。そ れで広げて見せて「こうだ」と言うと「ああ、そうか」と言って受け取って くれたんですけれども、あそこへ行ってもほとんど中国人みたいな人たちが いっぱいいたのは事実です。今回もそのために駐車場ですか、マイカー規制 のための駐車場を整備していくということで、この予定表を見てもほとんど が富士山、富士山、やっとこの書類も完成しそうで、世界遺産登録に向けて 動き出している一番大事なときだと思います。

ただ、インバウンドの中国の関係とか、そういうものももちろん大事なも のだと思っているんですけれども、富士山、富士山といってやっていて、次 に言われる言葉が何かというと通過県だ、逗留県ではない。前も言ったんで すけれども、東京から来て富士山を見て、そのまま東名に乗って大阪のほう へ行ってしまう。大阪のほうから来て富士山を見てそのまま東京へ行ってし まう。通過県だ、通過県だと言われていて、これで本当に山梨県がもっとよ くなっていくのかなと。もう少しこちらへ入ってきてもらって、向こうの白 根山のほうへ回ってという構想をもうちょっとしっかりしたものに。私が一 番言いたいのは、甲府の人間だからではなくて、昇仙峡というすばらしいも のがあるんだけれども、富士山、富士山ではなくて、もう少し昇仙峡を宣伝 することによって、富士山から昇仙峡も見てみたいといってこちらへ入ってくる。向こうからここへ入ると、必ず石和でも湯村温泉でも泊まらなければ次へ行かれないような時間帯になってくると思う。

観光やまなしと言っている中でフルーツ王国とも言っている。今はもうイチゴから始まって、どんどんどんどん次から次へうまいフルーツができ上がってくる山梨県の魅力と、昇仙峡を見せることによって「わー、すごいきれいな渓谷だな、いいところだな」という思いを観光客にしてもらいたいと思うんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

# 古屋国際交流課長

先ほど中国人というお話がございましたけれども、県では外国語によるパンフレットとかDVD等をつくりまして、トップセールスとか海外におけます観光展等で、積極的なPRをしているところでございます。そういうものの作成に当たりましては、富士山のみならず、それぞれの地域の観光資源を入れて、PRを図っているところでございます。

一方、海外の旅行社とか、国内のランドオペレーター等を山梨に招いて、視察旅行等も行っているわけですけれども、そういうものに関しては1泊2日とかいう時間の制約等がございますので、先方のニーズを聞きながら、やはり富士山とか、ワイン、フルーツ、そういったものを中心に組んでいるところでございます。今後におきましては、観光客のニーズをとらえることは当然のことでありますが、各市町村や事業者と連携いたしまして、広く県内の各地域の自然や特産品の魅力を積極的にPRして、富士の国やまなしへの観光客の誘致に取り組んでいきたいと考えております。

### 土橋委員

すごくそのとおりだと思います。それで今からまだまだ富士山を宣伝していくということだけれども、今、言ったように富士山から通過県になってしまっている。もうみんなに言われるのが通過県だと。1泊でも2泊でも甲府のほうへ来て、例えばミレーの美術館でありそういうものを見学したり、ゆっくり夜ワインを飲んでもらおうとかいうことになってくると、やはりこちらのほうまで来てもらって逗留してもらわないといけないと思います。

予算を見ていく中で私が思うには、昇仙峡の「昇」の字も入ってない予算の中で、例えばもうすごくみんなで気を使って富士山、富士山とやって、もちろんそれは何の文句を言うところでもないんですけれども、昇仙峡というすごいきれいな渓谷、私たちが小さいときには本当にすばらしい渓谷だと思っていたんですが、今行ってみると下からシノがいっぱい出ていて渓谷が見えなくなっている。2年くらい前に観光部の人と一緒にもう一回よく見てくださいということで、この所管は観光部なのか、森林環境部なのか、県土整備部なのかわからないけれども、上から渓谷を見たときにシノがいっぱい出ていて見えない。それで例えば上のあの有名な岩を見たいが、雑木が大きくなり過ぎてて、葉っぱがいっぱいあって何も見えない。モミジの紅葉するきれいな木ならともかく、こんな木は要らないというような話をしました。

結論はもちろんわかっています。国の法律でやたら木を切れないんですという話が出ていることもわかっているんですけれども、しかし、それも申請すれば切れるというような話も伺っています。それを一生懸命雑木をどかしてきれいな渓谷を見せて、すごいきれないところだったね、春来たら秋も見たいね、夏も見たいね、冬の渓谷も見てみたいねというような渓谷をつくるというのが、富士山だけではなくて、山梨県を本当に観光立県にするためには必要なことだと思いますけれども、どうでしょうか。

小林観光振興課長 委員ご指摘のとおり、山梨県はマイカーが多くて日帰り観光県だと言われ ていますが、私ども観光部といたしましても、山梨県が宿泊滞在型の観光地 になるように、地元と一緒に腐心しているところでございます。そういった 取り組みの中で、富士山・富士五湖、それから、八ヶ岳につきましては国の 観光圏の認定を受けまして、宿泊滞在型の観光地づくりを現在行っていると ころでございます。こういった2つの観光圏のそういった取り組みを県内各 地に敷衍させて、昇仙峡とか下部温泉といったところも連動させながら、県 内で宿泊滞在の観光地をつくっていきたいと考えております。

土橋委員

ぜひよろしくお願いしますというお願いと同時に、こちらがやってやるの か、向こうから提案があるのか、どちらが先かということになるんですけれ ども、今まで昔からずっとあのやり方でやってきてわからないところに、「お い、こうしたらどうだ、こういうことをしていったらどうだ」という提案も、 やはり県のほうから、行政のほうから、こんなアイデアがあるけれども、こ ういうことをみんなでやったらどうだ。それについては県としてはこれだけ の派遣をして、段取りをして「勉強会やってみないか」とか、こういうこと をやるんだったらこんな事業費も使えるみたいな提案をしたりして、あの昇 仙峡を今からぐんと、それは昇仙峡だけよくなるということだけではなくて、 昇仙峡がそうなれば周りがよくなるという意味で、昇仙峡を利用するという ことです。

そういう意味での提案とか、そういうものも県のほうから、行政のほうか らやっていってもらいたいと思う。こちらから「何かない、何かない」では なくて、前に浅川委員がいますけれども、浅川委員の頭の中にはいつでも自 転車の大会をして、ここのところへ人をいっぱい集めてみたいとか、そうい うことを年じゅう考えているんだけれども、例えば昇仙峡にいないとしたら、 こちらからこういう提案をしながら、昇仙峡をよくすることによって甲府、 山梨がよくなってくるという見方の中での指導もしていただけないかと思 うんですけれども、どうでしょうか。

小林観光振興課長 現在、昇仙峡におきましては県と甲府市が連携いたしまして、地元の観光 事業者や住民等を巻き込みまして、昇仙峡魅力づくり協議会というものを設 置いたしまして、昇仙峡のさまざまな観光振興施策、イベント等、あるいは、 その実施つきまして地元の人たちと一緒に、知恵を絞りながらやっていると ころでございます。やはり地元のいろんな観光施策というのは、やはり実際 にそこで生計を営んで苦労されている方々が連携して一緒になってやると いうことで、新しい試みでございますので、そういった地元の人たちの知恵 に対しまして、私たち行政も知恵を貸しまして、さまざまサポートをして今 後も進めてまいりたいと考えております。

土橋委員

よろしくお願いします。

(観光振興条例検討費について)

浅川委員

簡潔に質問いたしますから簡潔に答えてください。昨年の11月議会でや まなしおもてなし観光条例という条例をつくるという話の中で、いろいろ質 問させていただきましたし、また、1月の知事選の知事のマニフェストの中 にも、条例制定ということが書いてありました。それから私もそれなりの提 案も既にさせていただきましたけれども、進捗状況はどうですか。

望月観光企画・ブランド推進課長 現在、年度が明けましたら早々に検討会が開けますように、 諸準備を行っているところでございます。1つは既に19ほど条例を定めた 県がございますので、その条例を取り寄せまして、どんな規定をしているの か、どんな項目が記載されているのかなどを比較検討しております。また、 検討委員会の委員につきましても、現在どんな構成がいいのか、どんな分野 がいいのかということも検討しているところでございます。この前委員から 御指摘がございました強制的に廃屋を撤去したらどうかという御提案もご ざいましたが、それについても他県の条例で観光以外でもどんな規定の仕方 があるのかということも、調査・収集しているところでございます。

浅川委員

たまたま、私、そんな看板の撤去の話をして、ある20年も立ててある不要看板の話をしたら、実はもう先週かなんか、市に公告をして10日間の公告期間が終わったら、県のほうが撤収してくれるなんていう話で、本当にうれしい状況でいました。しかし、先ほどちょっと土橋委員も言ったように、県の中で所管が県土整備部なのか、森林環境部なのか、その辺のネットワークは、観光部が条例をつくるときに、そんな3つの部が寄ってきてつくるなんて言ったんですけれども、その辺の連携はうまくいっているんですか。

望月観光企画・ブランド推進課長 3部から主幹をいただいてやっているわけですが、もう一つ、今後、おもてなしというか、広い概念で考えておりますので、やはり部局横断的な組織が必要だろうということで、今後、知事・部局長からなる推進本部みたいなものをつくりまして、推進体制をしっかりして進めていくべきではないかと考えております。それに必要に応じて部会みたいなものを設けて、個別なことも話し合っていきたいと考えております。

浅川委員

土屋議員の質問だったか、知事が電線を地中化するというような話を、この間の本会議でも言ったり記者会見かなんかでも言ったんですよね。あれはどこをどうするのか、どこの部署でやるのか、いずれにしても観光という中で言ったのかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

望月観光企画・ブランド推進課長 県土整備部ということになろうかと思います。先ほど申しましたように、中でいろんな協議をしますから、目的を共有化しましてよりよい方向で進めていきたいと考えております。

浅川委員

その辺ちょっとわかるようにしていただきたいというのと、私、この前も 提案したように、これからおもてなしのほう、ホスピタリティのほうで、北 杜市の観光協会でも4回講習会を開くので、そこで接遇講習を受けるとか、 そんなような形もとりたいんです。甲府のそこのタクシー乗り場を見て、皆 さんどういうふうに思うか知らないけれども、今後、条例をつくる中でそう いう人たちも踏まえて、何か資格というか、そんなようなものも考えている のかどうか、担当の人がお答えください。

望月観光企画・ブランド推進課長 事業として今後の話になるかと思うんですが、検討の中で バス協会だとか、タクシー協会、旅館業協会、こういう実際直接県民と触れ 合う方の代表者に入っていただいて、まず条例の検討を進めたいと考えてお ります。

浅川委員 12月までにはほぼ条例をつくるという話ですが、つくるだけでは簡単で

すね。本当にやはり実効性のある条例にしてもらいたいと思っているんです が、19県で条例をつくって、私、たまたま1月1日に徳島の知事ともちょ っと話ししたら、観光の日をつくれとか、観光の週間をつくれとか、いろい ろそういう部分で、4月に当選したらまたその辺をじっくり勉強させていた だきたいと思っているんですが、その辺については要するに何か魂を入れる とかいう言葉があるじゃないですか。部長でいいですから、その辺ちょっと お答えをお願いします。

### 後藤観光部長

今お話のとおり、やはり県民運動を広くやるためには、長期的にも条例が まず必要だということはありますが、今、委員おっしゃられたとおり、当然、 それに基づく、言ってみれば計画ですね、施策としてのやはり計画というも のをこれからつくっていかなければならない。山梨県の観光基本計画もこの 22年度でちょうど切れます。それもちょうど1つのタイミングでありまし て、この12月までに皆さんの御意見を伺う中で条例をつくり、その条例の 精神に基づきまして、今度はまた新たな県の総合的な観光振興のための実施 計画的なものを、やはりつくっていかなければならないと考えております。 そこでぜひ皆様からお知恵をいただきまして、具体的な施策づくり、これは 市町村も観光事業者も巻き込んでやっていくわけですが、そういうようなも ので本当に総合的な本県の観光振興が図っていけたらと感じております。

(富士の国やまなし館運営事業費について)

#### 浅川委員

では、ちょっと話題を変えます。先ほど富士の国やまなし館の Y-wine (わいわい)ですか、Y-wine (わいわい)が去年の12月の中旬にオープ ンしたんですが、この経営状況というか、評判というか、その辺をきょう現 在でわかっている範囲で教えてください。

小林観光振興課長 Y-wine(わいわい)につきましては、田崎さんの経営する会社から毎月 報告を受けておりまして、目標数値をもう既にクリアしておりまして、黒字 だという報告も受けております。

### 浅川委員

Y-wine (わいわい) と下の物販のほうですか、私は物販だと思ってはい なかったんですけれども、かなり物販のほうにシフトを変えたんですが、そ の辺はどうですか、内容は。

# 小林観光振興課長

おかげさまをもちまして、下の物販施設につきましても、11月・12月 と過去最高の月1,000万円を超える売り上げを記録しておりまして、順 調に推移しております。

# 浅川委員

それにかかわって実は1階の入って右側のレストランが閉鎖しましたね。 それを山梨でもう1個借りて物産とか何とかにやったらいかがかという声 が私のところに入ったんですが、その辺は全然検討材料にないですか。

小林観光振興課長 私ども、今、与えられた条件の中で一生懸命やらせていただいていますけ れども、あそこが空いたということは私も承知しております。非常に面積も 広くて1階でございますので、どのくらい経費がかかるのかなという気持ち もあるんですが、またぜひそういったことがありましたら、ご提案をお願い します。

浅川委員

これは希望ですけれども、ぜひそこは一体性があると思いますので、ちょっと冒険かもしれないですが、委託事業等々もあるわけですから、ちょっと前向きに突っ込んで検討する材料だと思いますので、検討をしていただけますか。部長さん、これは簡単でいいですから。

後藤観光部長

今の件につきましても検討させていただきます。

(ジュエリーツーリズム推進事業費について)

七屋委員

望月課長にお尋ねしたいんですが、観の3、ジュエリーツーリズム推進事業費140万円が計上されているんですが、この中身を教えてください。

望月観光企画・ブランド推進課長 ジュエリーツーリズムにつきましては昨年度から取り組みを始めまして、昨年度は旅行業者の方を下見旅行に呼んでやってみたんですが、山梨に来てもらう商品を作って欲しいという話をしております。その中で出た意見というのがまだまだ魅力を発信し切れてないということで、来年は魅力を発信するということで、また下見旅行に都内の編集者、新聞記者であったり、いろんなマスコミに発信できる方を呼んで、輝きの祭典を見ていただいたり、実際つくっているところを見ていただきまして、その情報をさらにまた発信してもらうような事業を考えているところです。

土屋委員

私は本会議でも質問させてもらったんですが、ツーリズムにはいろいろあって、エコツーリズムにしても、ワインツーリズム、特にワインなんかは甲州市の勝沼のワイン工場へ観光客が来て、醸造風景を鑑賞しながら帰りに買っていくと。それでブドウ農家の縁側で一杯飲みながら、ワインというのはこういうものなのかと。もっと日常的にも取り入れて、そのことが非常に好評を博しているんですね。山梨県といえばもちろんワインもそうですけれども、ジュエリーといえばもう全国的にも有名な生産地であるんですが、私がちょっと関係しているところへ、ファッション団地というのを25年ぐらい前に非常に苦労してつくったんですけれども、ある会社では観光バスが常時20台ぐらい来ていたんですが、二、三年ぐらい前から急激にお客が落ち込んできてしまったと。

あの現場を見たときにジュエリーツーリズムとして、テレビか新聞か今お話のようにもう少し全国的に知っていただいて、工場の中でできれば見ている間に、自分の希望するものにネームを入れるとか、あるいは、全部高価なものでなくても、せっかく山梨へ来たついでに、思い出に残るようなものをお土産に買っていくと。来るお客の中身というのは非常に高齢者の人たちが多いんですね。そうすると、自分の兄弟だとか、自分の子供さんとか、自分の孫に買っていきたいと。そんなにお金を持ってきていないので、その下のほうには、何といいましょうか、金融機関と提携した機関が何社も並んでいて、そして融資をして高価のものを買っていくと。こういうことになるので、140万円ではいかがなものかと思うんですけれども、もう少し予算を盛っていただいて、往時のにぎわいをもたらしてもらいたいということで、私は本会議で質問したんです。

今「いい旅夢気分」なんていうのが時々テレビで全国放送していて、「あ、行ってみたいな」ということを思い浮かべながら、何とかそういうものと符合するように、それにはやはり宣伝、行った人がリピーターでもう1回行こうと。この前はちょっと買えなかったからもう少し孫にも買ってあげようというような循環が旺盛になればいいと思って、何回も同じ質問をしているん

です。山梨県では通年観光客の入り込みは四千何百万人だと、非常に大きく話をしてくれているんですが、どうもジュエリーのほうへの入り込みぐあいが非常に減少していると思っておりまして、ワインも大事、今からの時代はエコも大事、それぞれが大事だと思うんですけれども、こういう140万円の予算ではちょっといかがなものかと。1,000万円ぐらいかけて全部の報道機関、特に私はテレビやなんかの宣伝効果は非常に高いと思うんですけれども、当初予算が140万円なんていうことでは、部長、情けないんです。

宣伝広告費というのは、大丈夫、返ってくるわけですから、ジュエリー関係の人たちがどんどん税金を払ってくれるようにするには、やはり宣伝料として1,000万円、2,000万円かけても私は惜しいものではないと思います。私どもは予算を修正する立場ではありませんけれども、まだまだこれは当初ですので、6月議会に向けて、あるいは9月議会に向けて、そういうようなジュエリー関係のツーリズムを普及してもらいたい。それで業界の人たちとはぜひタイアップして、来たお客さんが何か例えば、私、土屋であれば土屋直、TTというマークを入れたこういう何かがあればいい。来て記念に買って帰ったり、そういうような業者とタイアップしていく。僕が知っているところはバスが毎日20台ぐらい来て、今は10台以下になってしまったんです。そういうような「いい旅夢気分」のような、やはり報道機関を通すには、余りにも140万円では知事が掲げているタイトルには、ちょっと寂しいという感じがするんですが、いかがなものでしょうか。

望月観光企画・ブランド推進課長 ジュエリーツーリズムということで今回お願いしているものは下見旅行も含めたもので、宣伝につきましては「ビタミンやまなし」というような宣伝も実はやっておりまして、これにつきましても当然本県のワイン、ジュエリー、いろんなものを含めてやっております。これは特にテレビなんかにもできるだけ働きかけるようにして、この前の議会の質問の中でも山梨ブランドのものにつきましては、十何億円の宣伝効果があったということを答弁させていただきましたが、こちらのほうでも幅広く山梨のブランドを発信するような事業をやっています。また別の話ですが、今度はジュエリー協会の方々とぜひ一緒になって、成功事例をつくろうという格好で進めておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

土屋委員

僕の質問にちゃんと答えて。140万円以上になるか、もっと予算を増額 する気があるのかないのかということを聞いているんです。いかがですか。 部長、どうですか。

後藤観光部長

この140万円はジュエリーツーリズムの下見旅行にかかる経費でございまして、今、望月課長も申しましたとおり、そもそもの宣伝PRにつきましては山梨ブランド戦略に基づきまして、ここ数年来数千万円の予算をかけまして、広告キャンペーンを行っております。その中には当然ワインもあるし、ジュエリーも入っております。また、我々も1人1人がセールスマンということで、必ず名刺の裏にはジュエリー等の宣伝をしているということの中で、ジュエリー協会といろいろ一緒になって考えているところでございます。

ジュエリーツーリズムは、先ほど申し上げましたとおり、去年、専門の旅行会社の方を呼んで見ていただきました。そうすると、まだまだいろいろ課題が出てきまして、そもそもの発信力が弱いということもございますが、そもそも山梨県内のワインの工房等のワインセラーと違いまして、ジュエリー

の工房で見学していくコースとしてのキャパシティといいますか、そういう ものがまだ弱いんじゃないかとか、いろいろ意見を承っています。

それで例えばこの25年には、大きなお金をかけましていわゆるジュエリーミュージアムもつくりまして、そういうようなものもやっていく中で、ジュエリーツーリズムを成功させていく、あるいは、活発化させていくということも考えておりますので、この140万円は140万円でお許し願って、総合的に業界と手を携えて検討いたしますし、また活性していければおのずと事業費も膨らんでいくのではないかと考えております。ぜひ御理解をお願いいたします。

土屋委員

私は今議会で議員を引退すると声明をしているんですが、何か選挙のやり 方が大分変わりまして、最近若い新しい人たちが何とか何とかツーリズムな んて、事務局をしている方も今度は立候補されるようですけれども、その方 のいろいろプロフィールを見ますと、今私が言ったことが書いてあるんです。 もっとツーリズムを発展的に増やして、山梨県に多くの観光客が来るなんて いうことを盛んに訴えているので、ここに土橋委員もいますけれども、今か らそんなことで去っていく人間が言うんですから、間違いなく新しい人が上 がってくると、相当そういう要求が強くなってくると思います。そんなこと を申し上げて、ぜひ取り組んでいただくように要望を強くして終わりたいと 思います。

# (国際観光トップセールス事業費について)

浅川委員

窪田次長、先般、シンガポールに行くとお聞きしているんですが、せっかくシンガポール政府観光局のスーさんが見えたということで、上海で徐さんのような対応をしながら、山梨県とシンガポールの太いパイプと、あのとき提案をいただいた10月に行われる「おいしい日本」ですか、あれも含めて知事が一生懸命ワインを売りたい、ワインを売りたいなんて、やはりこれはギブアンドテイクですから、ぜひ強いきずなで結ばれるよう、何か、次長でも課長でもいいですけれども。

窪田観光部次長

海外への売り込みというのは、突然行っても効果がありませんので、いろんな人脈というか、いろんな人を介してつながりが出て、そして中に溶け込んでいくというのが非常に効果的だと思います。今回シンガポール、23年度で予定していますけれども、タイも含めまして県内の企業の進出とか、いろんな形がありますので、いろんな人を介して地位のある方と、知事が行くトップセールスですので、その際にはそういうきっかけづくり、また知事のトップセールスの成果として、今後に結びつくというような形が重要だと思います。先ほど委員がおっしゃいました10月にも、また新しい事業があるということですけれども、そういうものも県産品の販路開拓のためにも有効的だと思いますので、広くその辺を考慮しながら、できることはやっていくという形がいいかと思います。

#### (おもてなしについて)

髙野委員

過日、観光部長と話をしたんですけれども、どうもいろんな予算の中にも、 文章的に「おもてなし」という言葉が出てくるんですが、よくわからないの は「おもてなし」と「もてなし」と、これがなかなか部長と意見の統一がで きないということで、ぼちぼちそれから1カ月ぐらいたっていますから、何 とかなるかと思ってお聞きしたいんです。

#### 後藤観光部長

実は髙野委員からそんなふうなお話がございまして、「おもてなし」という言葉自体はいわゆる名詞として使っているわけですが、今はちょうどそんな話の中で答弁の中でも「おもてなしの観光振興条例」と、これは仮称なんですが、そういうような形で使っております。「おもてなしの心」とかいう言い方もありますけれども、おもてなしという言葉が今いろんな形で使われ始め、実は髙野委員からもいろいろお話を聞く中で他県の例なんかも、先ほど課長が申したとおり、いろいろ検討する中で当たっております。おもてなしという言葉について、今までの使い方と、それから、最近いろいろ使われ出したということで、使われ方にいろいろ多義的な用語が出ておりますので、ここはもう少し時間をかけて、またそういう言葉の整理といいますか、例えば条例名称も含めまして、どういうふうな形にしていくのがいいのかということを、もう少し委員のお知恵もかりながら検討したいと思います。

髙野委員

「おもてなし」と「もてなす」の上に「お」がついたというのは、私は基本的には違うということをいつも言っているんだよね。だから、その辺がどうも部長とはすれ違っている部分があるんだけれども、それがそろそろ1本になるかなと思って、それだけ聞きたかったということで。

後藤観光部長

ぜひ検討させていただければ。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(観光振興について)

進藤副委員長

平成25年には国民文化祭が本県で行われます。全国からさまざまな文化活動をしている方が訪れ、しかも通年ということで、ほかにはない長期にわたる催しです。観光面でも一大山場を迎える年です。ですから、それに向けての観光面でも特に力を入れて、大いにいい機会ですから、山梨を売るよい機会で、非常に活性化が図られるときだと思います。その連携ということにつきまして、どのようにお考えでしょうか伺います。

小林観光振興課長

国民文化祭におきましては、県外から多くの方々が来県されまして、やはり山梨へ来て山梨の美しい景観でありますとか、おいしい食材とかを存分に味わって帰っていただきたいと思っていますので、国民文化祭の事務局とも連携をしながら、観光面でさまざまなバックアップをして、さまざまな情報を出して連携してまいりたいと考えております。

進藤副委員長

今、小林課長もお話ししましたが、おいしいものを食べて帰ってもらうということは、グルメと景色を見たり、いい文化に触れたりということが一体となることが、とてもいいんじゃないかと思います。鳥もつがB級グルメで優勝したということで、今、駅前が随分活性化を始めています。その辺にちょっとお店が休んでいるかなと思ったら、新たに鳥もつのお店が奥藤さんで

すか、開店するということで、私もよく駅前で見ていますと、鳥もつどこにあるのかなとか言いながら、観光客が眺めて歩いているのをずっと、もう何カ月も前に見ておりまして、もっと駅前にそのようなお店があると、観光客は非常に喜ぶんじゃないかという感じがしておりましたら、早速そういうお店が開店しましたし、たった1つというけれども、その開発する苦しみは大変だったようなお話を、当事者の若いエネルギーを持った方たちから伺いまして、チームをつくって本当に四六時中、頑張っていたという実績を話されていたわけですが、それ一つが有名になったことによって、随分どこへ行ってもとても山梨県が活気づいてきたという感じがいたします。

それでそういう食の面、今ちょうど農政の関係でもそういうふうなことに力を入れ始めているようですが、今ジュエリーというお話が出ましたが、ジュエリーの中でも1つ「あ、これはすばらしいものができた、へ一、山梨へ行ってぜひそれを買いたい」というような目玉のものが開発されたりすると、いいんじゃないかと思うんです。それぞれの産業関係でも、大いに全国のコンクールのようなものにも挑戦したりして、目玉商品を開発して、そういうものともタイアップして、観光面の景観の面でも、道路わきなんかもきれいに清掃がされていくような、市民の協力体制を組み立てていく必要があるんじゃないかなんて、いろいろ広範囲にわたって観光を大いに発展させていっていただきたいと考えるんですが、部長さん、いかがでしょうか。

# 後藤観光部長

今の進藤委員のお話は、本当に山梨県全体の観光にかかわる御意見を述べられたと理解しております。先ほどこの4月から検討委員会を設けまして、観光振興条例をつくるというお話がありましたが、まさに先ほどの繰り返しになりますが、この機会に山梨県を挙げて山梨ならではの観光振興を推進していくための条例づくりをちょうど行います。これは広く県民の皆様、それから、県議会の皆様から御意見をいただきまして、そういうふうな総合的に観光振興が補助できるような条例づくり、そしてそれをもとにした施策の計画づくりを、今後進めてまいりたいと思いますので、今後とも委員方からもいろいろな御意見をいただきたいと思います。

# 進藤副委員長

ありがとうございました。

主な質疑等 農政部関係

※第45号 山梨県中山間地域等直接支払基金条例廃止の件

質疑

土屋委員

説明をいただいたんですけれども、長い間こういう方式で中山間地域の 諸事業を施行してきたのが、こういうように、今、直接支払いになるとい う条例廃止の説明ですが、今までの方式だとどういうプラスがあって、ど ういうマイナスがあったのか。今、説明があったように、この廃止条例を つくることによってどういうプラスがあって、どういうマイナスがあるの か、あるいは国がいろいろ事業仕分けをした結果、こういうようになった のかどうなのか、いま少し懇切丁寧に説明してもらいたいと思うんです。

それでもう1点、国の農業関係の諸事業の補助率と市町村側の補助率に は影響があるのかないのか、補助率やなんかは今までどおりなのか、あわ せてお尋ねをしたいと思います。

山本農村振興課長 土屋委員の御質問でございますが、まず1点目でございますけれども、 まず背景を説明させていただきたいと思います。今回の基金廃止につきま しては、平成21年度の事業仕分けにおきまして、農林水産省における事 業仕分けの対象が15基金ございました。その中には今回の中山間の基金 は入ってございませんでしたけれども、その後、財務省と農水省が協議す る中で、その他の基金についても見直すということで、その他の基金の中 に今回の中山間地域が入ってございました。そういう背景で基金条例の廃 止という形になったわけでございますけれども、基本的には一たん国から 交付金を基金に積みまして、それを一般会計に繰り入れて、事業を実施し てきたというのが今までの方式でございます。今回は直接所要額を国に申 請しまして、入ってきた交付金を一般会計に入れて支出しているというこ とで、一たん基金に積み立てるという部分がなくなったという形でござい ます。ほとんどメリット・デメリットはなく、事業執行はできると感じて おります。

> もう1点の補助率につきましては、従来、国が2分の1、県が4分の1、 市町村が4分の1ということで、平成22年度から3期対策が始まってお りますけれども、補助率についても変更がございませんので、事業執行に は問題がないと感じております。

七屋委員

わかりました。今の説明で理解はするんですけれども、今度1個1個の 事業について県が市町村を取りまとめて、農水省に申請するんですね、2 分の1を補助してくれと、事業認可してくれと。今までも同じ流れで来た んだけれども、その事業が認可を得ながらも、途中、事故繰り越ししなき ゃならないような事態が発生した場合は、基金が積んであると第2・第3 のお願いをする事業へ振り向けることができたと。しかし今度1個1個の 事業になってくると、もし途中で事故が起きた場合にはその交付金は返上 しなければならないという事態が起きる可能性があるんですね。そういう 理解で課長いいですか。

山本農村振興課長 土屋委員の御質問は、県が必要額を国に要求しまして、それが交付され るということで、その所要額をもって事業を執行すると。事業執行におい

て繰り越し等が生じた場合には、返還しなければならないということでございますけれども、実際問題、今までも執行してきている中では、繰り越しは基本的にはないということで、これは5カ年間の事業でございまして、当初、国に所要額を申請する段階で、各集落から上がってきた申請額について満額国に要求して、それが入ってきていると。その年度に実施できなかった部分につきましては、翌年度からでもまた申請ができるという形でありますので、今回の基金の廃止と一般の交付方式に変わったということに対しての問題はないと感じております。

# 土屋委員

今、国がすべての事業に対して事業仕分けをしていると。むだを省き、そしてむだを省いたお金を財源として、子ども手当やなんかに振り向けるという国の発表ですから、農政予算もそういうことでどんどんメスを入れられた結果が、今、議論があったように、長い間、市町村から要請があったものを県が窓口になって、農業振興のために水路事業だとか、畑かん事業だとか、いろんな事業をやってきたのが、今までは基金に積み立てておいて滑らかに執行できた。これが今度1個1個の事業名になってくると、1個1個に交付金が来ると。この条例を廃止すると今度は基金ではなくて、1事業に対して2分の1の補助金が来るということになって、この事業がスムーズに行って執行を完了して、供用開始できるようになればいいんだけれども、もし中途で事故が起きたと。めったにないことですけれども、何か不都合が起きたときには事業を停止しなければならないということで、認可いただいた事業の残りの交付金を返還しなければならないという事態が出るんじゃないかと。

今までのやり方のほうがいろいろ弾力性があって、今度は縛りがきいてしまうんじゃないかという懸念があるから、この条例に反対するんじゃないんですよ。反対ではないけれども、長い間こういうので私たちみたいな立場になると幾つも経験しているので、何かこういうように1個1個方式になると、事業そのものがスムーズに執行しづらくなるんじゃないか。万に一つぐらい反対が起きるとか、あるいは予定外の事業に支障を来たすような問題が起きたときには、国に対して交付金の見直しをしてもらわなければならないとか、運用に弾力性がなくなってしまうんじゃないかという懸念があったから、私は聞いているわけですけれども、そういうことはありませんか。

# 山本農村振興課長

事業の性格をもう一度説明させていただきたいと思いますが、中山間地域等直接支払事業といいますのは、平場地域と中山間の農業生産条件が不利な部分を補正するという形で、協定を結んだ集落に対して農家個々に交付金を支出すると。その使い道なんですけれども、基本的には当然農業を営む中では農道、あるいは、水路等の維持保全をしなければならない。そういった共同作業に対して支援する部分ということで、あくまでも農道をつくるとか水路をつくるとかということでなくて、今、現にある施設の維持保全、それから、多面的機能の発揮ということに対して使途するという形の中で、そのもの自体が繰り越しをするとかいうことがなくて、集落に直接行って、それから個人にわたっていくと。残りの部分については共同活動という形で、みんなで保全をしていくというような形に使途するものでございまして、この基金条例は、その中山間事業を行うための基金条例ということで、先ほども申しましたけれども、事業執行に対しては問題がないと考えてございます。

土屋委員 わかりました。

浅川委員 今の説明なんですけれども、ちょっと関連なんですが、協定組合数は増 えているんですか。

山本農村振興課長 協定数でございますけれども、この事業は平成12年度から実施してき

ておりまして、それが1期対策ということで、5年間を1つのスパンという形でやっております。当初平成12年には協定数376協定ございました。2期対策は平成17年度から21年度まで実施しておりまして、17年度は386ということで、12年の協定から17年の協定は10協定増えてきています。当然、5年間の中でさらにやるもの、できなくなったものがございますけれども、今回3期対策に入りまして、3期対策は351協定ということで、まだ3期対策は始まったばかりでございますけれども、若干2期対策より落ちていると。今後、集落協定を実施いただけるところの拡大には努めてまいりたいと考えています。

浅川委員 私どもの中山間のところは、もうこれがなくなると多分百姓は無理なん

です。そういう中でかなり一生懸命やって、土手の草を刈ったり、上からかけたりいろいろしているんですが、この2万1,000円と8,000円の

比率を教えてください。

山本農村振興課長 交付単価でございますけれども、田んぼについては急傾斜において、通

常単価ということで10割単価でございますが、2万1,000円でございます。緩傾斜は今言われた8,000円ということになっています。畑につきましては急傾斜が1,500円、緩傾斜が3,500円という形になっ

てございます。

浅川委員 割合は?

山本農村振興課長 今の浅川委員の%というのは、田んぼと畑の%ということでしょうか。

浅川委員 いやいや、田んぼの2万1,000円と8,000円の比率。

山本農村振興課長 ちょっと、今、手元に……。

浅川委員では、わかりました。

渡辺(英)委員長 後で資料を提出してください。

浅川委員 田んぼについては、基金は今回つぶしてしまうという話なんですけれど

も、総額で、今、山梨県、国も含めてどのくらいの予算を予定しているのか。 予算は執行でもいいですし、23年度予算はどのくらいを見込んでい

るんですか。

山本農村振興課長 22年度ということで、合計でいきますと5億475万8,000円でご ざいます。内訳につきましては国が2億3,851万円、県が1億3,312

万5,000円、市町村が1億3,312万3,000円という形になってござ

います。

浅川委員 はい、わかりました。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会 関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第 3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第48号 平成22年度山梨県農業改良資金特別会計補正予算

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 本日は、商工労働部・労働委員会関係及び観光部関係の審査並びに農政部関係 の一部の審査で終了し、3月9日午前10時から、農政部関係及び企業局関係に ついて引き続き会議を開くこととして閉会した。

以上

農政商工観光委員長 渡辺 英機